

令和6年度第2回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年5月10日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開会 令和6年5月10日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	2番	石井 裕	3番	上野 美登
4番	菊本 耕二	5番	吉田 一明	6番	池上 一也
7番	宮本 静子	8番	坂本 敦子	9番	坂井 隆浩
10番	上田 正三				

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	
長洲・清里区域	濱崎 伸二		

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

土山 道直

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	局長補佐	松岡 高史
農業委員会事務局	書記	浦田 慶広

10. 提出議案

- ・ 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について
- ・ 報告第 5 号 農地形状変更届について
- ・ 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

その他

(吉田事務局長)

それでは、お揃いですので、始めたいと思います。起立・・・礼 おはようございます・・・

着席

ただ今から令和 6 年度第 2 回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。まず、中嶋会長からご挨拶をお願いします。

(中嶋会長)

皆さん こんにちは、それでは令和 6 年度第 2 回長洲町農業委員会定例総会を始めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(吉田事務局長)

はい、ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員のご報告をいたします。本日は農業委員は全員出席でございます。それから、土山推進委員から欠席の届出の連絡がっております。従いまして、本日の出席委員は 10 名中 10 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長にお願いいたします。

(中嶋会長)

はい これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- ・報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について
- ・報告第 5 号 農地形状変更届について
- ・議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・議案第 7 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 10 番 上田委員 2 番 石井委員にお願いいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事に入ります。1 ページです。「報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号 2 番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。 ありませんか。

はい。の声あり

(中嶋会長)

なければ、報告第3号を終わります。

(中嶋会長)

続きまして、2ページです。「報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による農地移動の届出がありましたので、次のとおり報告をいたします。議案書の2ページ、受付番号2番になります。届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。以上で、報告第4号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。ないでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第4号を終わります。

(中嶋会長)

次に進みます。3ページです。「報告第5号 農地の形状変更届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第5号 農地の形状変更届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

議案書の3ページ、受付番号1番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由等は議案書に記載のとおりとなります。ですが、今回非常に面積が広いということと、申請人の方から計画書の方が出されておりますので、少し補足の説明をさせていただきたいと思います。カラー刷りの資料で、栗の栽培をされるということで、今回この申請が出ている地区については 予定地図で見ていただくとエリア1とエリア2の部分になります。この部分を今回盛土申請をして 栗栽培をされるということで、出ております。まあ、それぞれのエリアについての予定の面積と植栽本数が記されております。これとは別に、年間を通して費用がどれくらいかかるのかの計画も出されております。これとは別に事務局の方に細かい相談がっております。今回 もうひとつ、エリア3が出ていない理由というのが、皆さんにご承知おきいただきたいのですが、ま

だ購入出来ていない土地がありますので、少しずつ形状変更をしていくということで、全体で約 1 年位かかるということですので そちらでご承知おきください。また 土地の所有者の方が耕作されている部分を 3 条で調整されておりますので、来月以降の委員会の方に出てくると思われます。ここは、農地の交換ということで、エリア外の農地と交換されるということでお聞きしております。そこが、話がついてから、エリア 3 の形状変更が出されると思います。

以上で、報告第 5 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(委員)

ちょっとよかですか？この盛土というとは、どれくらいされるとですか？

(事務局)

だいたい今 聞いているのは、1m位と聞いております。501 号線沿いになります。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ報告第 5 号を終わります。

(中嶋会長)

次に進みます。4 ページです。「議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。議案書の 4 ページから 9 ページ、受付番号 1 番と 2 番は、譲受人が同じですので一括して説明いたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 4 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的のため、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 87,975 m²、農作業歴 12 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、コンバイン 1 台、軽トラ 2 台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で 10 分程度ということ です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するということです。

以上、受付番号 1 番から 2 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を、農業委員の8番 坂本委員お願いいたします。

(坂本委員)

はい、8番の坂本です。今事務局からありましたけど、議案書は6ページから9ページ、説明資料は1ページから4ページになります。

現場を確認してきましたが、申請地は、受付1番がアパートや宅地に隣接した農地となります。また、受付2番が向野納骨堂の北西に道路を超えた先の農地になります。

申請者は、この他にも町内に農地を持たれている方です。この農地は、現在は特に耕作されていませんが、今後はすべての農地を農地として管理されるということですので問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(中嶋会長)

ありがとうございます。続きまして、平木推進委員に説明をお願いいたします。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。いま 坂本委員から説明があった通り 現在 耕作されていない状況ですが、この方が管理されるということですので、何ら問題ないと思われまます。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま 事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(ありません) の声あり

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第5号 受付番号1番から2番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号1番から2番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。議案書10ページから11ページです。受付番号3番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、受付番号3番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の5ページから6ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 29,882 m²、農作業歴 8 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台、トラック 1 台、乾燥機 1 台、耕運機 1 台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で 3 分程度ということ事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するという事です。

以上、受付番号 3 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 9 番 池上委員にお願いいたします。

(池上委員)

はい、9 番の池上です。この場所は長洲駅の駅の前で、親戚どうして頼まれて買われたんじゃないかと思います。現状 畑として耕作されておりますので、何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(中嶋会長)

ありがとうございます。土山推進委員は、欠席ですが現地を確認したところ問題ないと報告を受けております。よろしいでしょうか。

(中嶋会長)

はい、事務局、農業委員より説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(ありません) の声あり

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。なければ採決をいたします。議案第 5 号受付番号 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。全員賛成ですので、受付番号 3 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。議案書 1 2 ページから 1 3 ページです。受付番号 4 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案書の 12 ページから 13 ページ、受付番号 4 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7 から 8 ページを併せてご

覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 20,102 m²、農作業歴 10 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 2 台、軽トラ 1 台、管理機 1 台、動フン機 1 台、ユンボ 1 台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で 5 分程度ということでございます。地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するということです。以上、受付番号 4 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を、農業委員の 2 番 石井委員にお願いいたします。

(石井委員)

2 番の石井です。場所はですね、古城のいまおかクリニックのちょっと先のカラオケっていう旗の立ってるところから入ってですね、ポストから右に入ったところなんですけど、ここはですね、ずーっと荒れてて何も作ってなかったですもんね。耕作されるという事ですけど、ユンボも持ってらっしゃるんで、大丈夫かなと思っております。すべての農地を耕作されるということですので問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。続きまして、推進委員の平木推進委員に説明をお願いいたします。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。ここはですね。当時綺麗に整地してありまして、それが石井さんの説明のように木が生い茂ってたんですが、伐採をされて平地にされておりますので、耕作されるという事であれば、何ら問題はないかと思ひます。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(ありません) の声あり

(中嶋会長)

はい。なければ採決をいたします。議案第 5 号 受付番号 4 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 4 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

続きまして、14 ページです。議案第 6 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 14 ページから 17 ページ、受付番号 3 番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、旧ひまわり幼稚園の西側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 9 から 10 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、個人住宅建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種・第 3 種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可になります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査通知の額が事業費と同額のため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 6 年 6 月 1 日より着工予定、令和 7 年 5 月 31 日完成予定であり適当と判断しております。計画面積の妥当性につきましては、1 区画が非農家住宅基準面積概ね 500 m²以下であるため適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、工事を行う際には周辺に土砂が流出しないように細心の注意を払い、万が一、近隣に被害が生じた場合には申請者の責任において速やかに原状復帰を行うということでございます。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は、敷地内に浸透枳を設置し、オーバーフローのみ町道側溝に放流ということでございます。以上、受付番号 3 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 8 番 坂本委員にお願いいたします。

(坂本委員)

8 番の坂本です。今事務局からありましたが、議案書は 16 ページ、17 ページ、説明資料は 9 ページから 11 ページになります。

現場を確認しましたが申請地は、向野納骨堂を古城方面に進んで、古城に入る浜村たばこ店の手前になります。この申請地は、北側に住宅が建っており、東隣も宅地造成を進めております。要件としましては、第 2 種農地の集落接続になりますので、問題ないと思われま

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。続きまして、推進委員の平木推進委員に説明をお願いいたします。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。ここはですね、申請者が家を建てるということですので、何ら問題はないかと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、推進委員より説明がありました。この件につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

(上野委員)

この 1260-1 に入るための道はどこから入っていくのでしょうか。

(事務局)

1261-1 が共有名義になります。今回建てられる方と 4 人での共有名義での道路になります。

(中嶋会長)

他にありませんでしょうか？ なければ採決をいたします。議案第 6 号 受付番号 3 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 6 号 受付番号 3 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。18 ページです。「議案第 7 号 農用地利用集積計画 (案) について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは議案第 7 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

先ほど申し上げました、資料の方が本日置かせて頂いた資料と差し替えをお願いいたします。今回の申請につきましては、19 ページが総括表となり 2024 年の期間ごとの総括になります。

20 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せまして今後の経営面積となります。詳細につきましては、21 ページ 賃借権 2 件 2 筆 1,913 m²、22 ページ 使用貸借権 1 件 2 筆 2,884 m²となっております。以上、議案第 7 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 7 号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

続きまして、23 ページです。「議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画(案)が定められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので、意見書を送付するものです。

今回は、農地の耕作者変更に伴う、公益財団法人 熊本県農業公社と耕作者が契約する賃借権設定です。

それでは内容の説明をいたします、24 ページ 賃借権 1 件 2 筆 1,913 m²となっております。

以上、議案第 8 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ただ今、事務局より説明がありました。この件について何かご質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決いたします。議案第 8 号について、原案のとおり異議ないことに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 8 号は異議ないものとして、意見書を送付いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 全国農業新聞の購読協力について
- 2 農業会議だより配布について
- 3 農業委員及び最適化推進委員報酬の明細について
- 4 次回の定例総会について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和6年度第2回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前10時37分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印